

1 事業名

所沢市建築・開発関係手数料条例の一部改正

2 事業の概要

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴う認定事務及び建築基準法に規定する台帳の記載事項証明事務を行うための手数料の徴収について必要な事項を定めるため、所要の改正を行うものである。

【改正概要】

- (1) 建築物エネルギー消費性能基準に関し、簡易な評価方法が追加されたことに伴い、認定事務に係る手数料の算定方法を定める。
- (2) 建築基準法第 12 条第 8 項に規定する台帳の記載事項に関する証明書の交付に係る手数料を定める。
- (3) 租税特別措置法に関連する規定を整備する。

3 他自治体の類似する政策等

認定事務については、法令の改正に伴うものであり、他の自治体においても同様の条例改正を予定している。

また、台帳記載事項証明書の交付については、県内の多くの自治体において実施している。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

建築基準法、宅地建物取引業法、租税特別措置法、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律、都市の低炭素化の促進に関する法律

6 事業費及びその財源等

なし

7 その他

添付資料

- ・新旧対照表

新

旧

議案第28号 所沢市建築・開発関係手数料条例の一部を改正する条例

別表第2 (第2条、第4条関係)

建築基準法関係手数料 (市長への申請に係るものに限る。)

項	区分	金額
1～ 44	略	
45	法第12条第8項に規定する台帳の記載事項に関する証明書の交付	800円
46	略	
47	建築基準法施行規則 (昭和25年建設省令第40号) 第11条の4第1項 (同項第7号及び第8号を除く。) に規定する建築計画概要書等 (建築計画概要書又は築造計画概要書にあっては、当該計画に係る建築基準法令による処分等の概要書を含む。) の写しの交付	400円

別表第4 (第2条関係)

租税特別措置法関係手数料

項	区分	金額
1	租税特別措置法 (以下この表において「法」という。) 第28条の4第3項第5号イ、第63条第3項第5号イ若しく	
	造成宅地の面積が0.1ヘクタール未満のもの	86,000円
	造成宅地の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの	130,000円
	造成宅地の面積が0.3ヘ	190,000円

別表第2 (第2条、第4条関係)

建築基準法関係手数料 (市長への申請に係るものに限る。)

項	区分	金額
1～ 44	略	
45	略	
46	建築基準法施行規則 (昭和25年建設省令第40号) 第11条の4第1項に規定する建築計画概要書等の写しの交付	400円

別表第4 (第2条関係)

租税特別措置法関係手数料

項	区分	金額
1	租税特別措置法 (以下この表において「法」という。) 第28条の4第3項第5号イ、第63条第3項第5号イ若しく	
	造成宅地の面積が0.1ヘクタール未満のもの	86,000円
	造成宅地の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの	130,000円
	造成宅地の面積が0.3ヘ	190,000円

	は第68条の69第3項第5号イ若しくは第31条の2第2項第14号ハ若しくは第62条の3第4項第14号ハ又は第28条の4第3項第7号イ、第63条第3項第7号イ若しくは第68条の69第3項第7号イに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	クタール以上0.6ヘクタール未満のもの 造成宅地の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの 造成宅地の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの 造成宅地の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの 造成宅地の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの 造成宅地の面積が10ヘクタール以上のもの	260,000円 390,000円 510,000円 660,000円 870,000円
2	法第28条の4第3項第6号、第63条第3項第6号若しくは第68条の69第3項第6号若しくは第31条の2第2項第15号ニ若しくは第62条の3第4項第15号ニ又は第28条の4第3項第7号ロ、第63条第3項第7号ロ若しくは第68条の69第3項第7号ロに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであること	新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下のもの 新築住宅の床面積の合計が100平方メートルを超え500平方メートル以下のもの 新築住宅の床面積の合計が500平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの 新築住宅の床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの 新築住宅の床面積の合計が10,000平方メートル	6,200円 8,600円 13,000円 35,000円 43,000円

	は第68条の69第3項第5号イ又は第31条の2第2項第14号ハ若しくは第62条の3第4項第14号ハに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	クタール以上0.6ヘクタール未満のもの 造成宅地の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの 造成宅地の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの 造成宅地の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの 造成宅地の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの 造成宅地の面積が10ヘクタール以上のもの	260,000円 390,000円 510,000円 660,000円 870,000円
2	法第28条の4第3項第6号、第63条第3項第6号若しくは第68条の69第3項第6号又は第31条の2第2項第15号ニ若しくは第62条の3第4項第15号ニに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下のもの 新築住宅の床面積の合計が100平方メートルを超え500平方メートル以下のもの 新築住宅の床面積の合計が500平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの 新築住宅の床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの 新築住宅の床面積の合計が10,000平方メートル	6,200円 8,600円 13,000円 35,000円 43,000円

	とについての認定の申請に対する審査	ルを超え50,000平方メートル以下のもの	
		新築住宅の床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	58,000円
3～5	略		

別表第7（第2条関係）

都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料

項	区分	金額
1	都市の低炭素化の促進に関する法律（以下この表において「法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（2の項に規定する審査を除く。）	次に掲げる額を合算して得た金額 (1) 低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合 ア・イ 略 ウ 住宅用途を含む建築物（住戸部分を除く。）及び非住宅建築物 次に掲げる床面積（住宅用途を含む建築物にあっては、市長が別に定める算定方法で算定したものをいう。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア)～(カ) 略 (2) (1)以外の場合 ア・イ 略 ウ 共同住宅（市長が別に定める算定方法により設計一次エネルギー消費量を算定した共同住宅を除く。）の共用部分 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア)～(カ) 略 エ・オ 略
2～4	略	

		ルを超え50,000平方メートル以下のもの	
		新築住宅の床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	58,000円
3～5	略		

別表第7（第2条関係）

都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料

項	区分	金額
1	都市の低炭素化の促進に関する法律（以下この表において「法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（2の項に規定する審査を除く。）	次に掲げる額を合算して得た金額 (1) 低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合 ア・イ 略 ウ 住宅用途を含む建築物（住戸部分を除く。）及び非住宅建築物 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア)～(カ) 略 (2) (1)以外の場合 ア・イ 略 ウ 共同住宅の共用部分 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア)～(カ) 略 エ・オ 略
2～4	略	

別表第9（第2条関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料

項	区分	金額
1・2	略	
3	法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（4の項に規定する審査を除く。）	一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額 (1) 法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合 ア 略 イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 床面積（住宅用途を含む建築物にあっては、市長が別に定める算定方法で算定したものをいう。以下この項、5の項及び7の項において同じ。）の合計が300平方メートル未満のもの 11,000円 (イ)～(エ) 略 ウ 略 (2)～(4) 略
4～6	略	
7	法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査	次に掲げる額を合算して得た金額 (1)・(2) 略 (3) (1)以外の場合で、基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)又は同号イ(3)及びロ(3)に定める基準に適合するもの ア・イ 略 (4)・(5) 略
8	略	

別表第9（第2条関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料

項	区分	金額
1・2	略	
3	法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（4の項に規定する審査を除く。）	一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額 (1) 法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合 ア 略 イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 11,000円 (イ)～(エ) 略 ウ 略 (2)～(4) 略
4～6	略	
7	法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査	次に掲げる額を合算して得た金額 (1)・(2) 略 (3) (1)以外の場合で、基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの ア・イ 略 (4)・(5) 略
8	略	